

## 平成28年度第2回岐阜県障害者施策推進協議会 議事概要

1. 日 時 平成29年2月23日（木） 10:00～12:00

2. 場 所 岐阜県水産会館 1階 大会議室

3. 出席者 別紙

### 4. 議 題

(1) 平成29年度障がい福祉関連の主要事業（案）について

(2) 「第2期 岐阜県障がい者総合支援プラン」（県障害者計画・県障害福祉計画・県障害児福祉計画）の策定（案）について

(3) 岐阜県障がい者差別解消支援センターの運営状況について  
（「県障害者差別解消支援地域協議会」関係）

(4) その他

- ・放課後等デイサービス・就労継続支援A型の運用の見直しについて
- ・第2回障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり県民大会の開催（案）について
- ・岐阜県福祉友愛プールについて

### 5. 議事概要

#### <開 会>

- 開会挨拶（健康福祉部長）
- 議題等説明（池谷会長）

#### <議 事>

#### 1 平成29年度障がい福祉関連の主要事業(案)について

##### ※意見・質疑応答（⇒の部分は、回答及び説明）

○人材育成した後、実践に繋がっていないのではないか。発達障がいサポーターは増えているが、障がい者関係団体の活動に参加いただけないなど、実際に困っている人たちの援助になっていない。

⇒障がい者の方に手が届くような支援をやっていかなければならないと考えている。福祉だけでなく、医療の分野、特に精神科の皆様と連携を深めて行きたいと考えている。そうした面を活かして、次期プランにおいてもそういうことを踏み込んで支援してまいりたい。

○パラリンピックだけでなく、スペシャルオリンピックスに代表するような重度の方々のスポーツ振興についてどう考えているのか。

⇒アスリートだけを育成しているわけではなく、社会参加という面で、重い方にも参加していただける間口を設けている。しかし、普及教室を開催しても参加者が少ないため、団体の皆様と連携し進めて行きたい。

特にボッチャなど重度の方でも参加できる種目を設けて、団体と接点を設け、間口を広げて取り組んでまいりたい。

○過去にスペシャルオリンピックスの組織が岐阜県にもできたが、今は埋没してしまったので、そういう組織にも予算を分けていただきたい。

○全国障害者スポーツ大会（春・秋）について、精神障がい者がほとんど出場していない。また、それぞれの事業所間でスポーツを行っているが、県の障がい者スポーツとの関係はどうなっているのか。

⇒春大会は、全国大会の予選として全国障害者スポーツ大会の種目に則って開催しており、精神障がい者はバレーボールのみであるため、その分、枠が少ない。秋大会は、広く門戸を開放しており、その他の普及事業は、身体、知的、精神にかかわらず、開放している。

⇒事業所間で行っているスポーツ大会への支援は、どうした支援が必要なのか、また検討させていただきたい。

○資料1の4頁「5 小児・障がい児者在宅医療支援福祉人材育成・確保事業費」の文章には苦渋が表れていると思う。頭はこうした題をしているが、中で重度心身障害者に限った言い方をしたりする。要は縦割りではできない。新しい課（医療福祉連携推進課）に期待している。児であれ、者であれ、重心が付いても付かなくとも、レスパイトや長期入院先、喀痰吸引、看護職の育成、リハビリテーションの問題など共通している。横軸の課題として取り組んでいただけるようはっきりとしたメッセージがいただきたい。

○「難病法」の下で、保健所の地域対策協議会で課題を吸い上げて対策を考えて行くことが位置付けられた。障がい施策の中にも難病の地域対策協議会が位置付けられていると思うので、重視していただきたい。

○特に小児について、発達障がいでも難病でもそうであるが、普通学校に通っている子が多くいる。普通学校に通う子の課題はどこで扱われるのか。また、酸素吸引している子は、普通学校には入れないような状況。本当は普通学校に行きたいが、区分けとしてこっちにということはどう考えるかなど色々な課題が難病対策地域協議会でも浮き彫りになっていくものと思うので、そちらの検討も進めていただきたい。

⇒医療的ケア児の支援は、新しい係を設置して対応している。政策の経緯を申し上げると、重症心身障がいから始まり、今ではALSやSMAといった神経難病の方々も対象としており、縦割りではなく、シームレスで取り組んでいる。重度の知的障がいや肢体不自由の有無にかかわらず、支援対象と考えている。

⇒レスパイト等に関しても、障害者総合支援法の枠組みの中で、重心だけでなく、遷延性意識障がいの方、神経難病の方も預かれるが、こういったところは、むしろ事業者側に心理的、知識不足による壁があると感じ

ている。受入れの拡大は、重心だけでなく、例えば、現在力を入れている  
痰吸引の研修でも、重心向けの事業所だけを重視するつもりもないので、  
これからもこうした意識でシームレスに取り組んでいきたいと考えて  
いる。

⇒最後に新しい課題として、知的あるいは運動機能上は日常生活に大きな  
影響はないが、濃厚な医療的ケアが必要な、新しいタイプのいわゆる医  
療的ケア児について、昨今の法改正で支援対象として明文化されたところ  
なので、これから県としても、取組みを充実していくことになると思  
える。

⇒通常の小中学校における、そうした児童生徒への対応は、今年度から教  
育委員会の中でも合理的配慮の中でどうやって就学を考えていくかと  
いう検討を始めているが、医療の観点を含めてどうであるかの連携が必  
要であると感じているので、その辺りも今後検討を深めていきたい。

○資料1の9頁「1 障がい者福祉関係施策等整備補助金」296,544千円は、  
国・県で補助されるものであり、県単独ではないという理解でよいか。

⇒ご指摘のとおり。平成28年度は、県所管分のグループホームで10棟が採  
択された。もっと言えば、これまで採択されず待っていた方も全て採択  
された。このため、今回は国庫補助金が付くと想定して予算を計上して  
いる。当然国庫補助金が付かない場合の検討もしている。

○レスパイトサービスについて、18歳以下は今のところひまわりだけ。希望  
が丘こども医療福祉センターの中にレスパイトができるような方策を考  
えていただきたい。

## 2 「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」の策定(案)について

### ※意見・質疑応答（⇒の部分は、回答及び説明）

○パブリックコメントはどのように実施するのか。団体に所属していない方も  
いるので、そうした方の声も聞いていただきたい。

⇒具体的な方法は、どういう方がいるのか、皆様とご相談しながら、ご相  
談を受けながら、今後検討してまいります。

⇒各団体が実施するアンケートや調査結果に関するデータを参考にしな  
がら進めていきたいと思いますので、データの提供に協力いただきたい。また、  
当協議会の委員の皆様にも意見を伺いたい。

○数値目標について、施設入所者数は現行の0%を堅持するのか。また、特  
別支援学校高等部卒業生の就職率や一般就労について、どういう方策をや  
るのか、どこまで検討されるのか。

⇒施設入所者数（定員）は、現行プラン策定時の最大の課題であった。前  
回、当初は国と同じ目標とする考えであったが、実態調査を踏まえると、  
県内の定員は少なく、待機者も結構あって、地域移行もそれほど進んで

いないという実態が見えてきたので、結局、当時、国は4%減であったが、県は±0とし、皆様の了解を得て決定した。

今回は、市町村、入所施設に協力いただき、正確な入所者数、待機者の状況調査等データをしっかり把握してからプランに盛り込んでいく。

⇒特別支援学校高等部卒業生の就職率について、特別支援学校は高等部を中心に児童生徒が増えている中で、就労者数も上がってはいるが、全体の高等部の生徒の割合からすると推移があまり伸びていない。

現在の方策は、知的障がいのある生徒、特に軽度の知的障がいのある生徒が増えている状況を踏まえ、そこに対しより専門的な就労に関する力を付けさせ、企業への就労を促すため、今年4月から高等特別支援学校を整備していく。今年4月には岐阜清流高等特別支援学校を、来年度に向けては西濃高等特別支援学校（仮称）を整備し、そういう部分を強化して就労にもつなげていきたい。

○グループホームが全部採択になったが、これは法人が作るのか。

⇒社会福祉法人が新設したところもあるが、今回の特徴として、親亡き後が心配だということで、親の会がまとまって立ち上げに至ったところが2～3ある。

### 3 岐阜県障がい者差別解消支援センターの運営状況について

※意見・質疑応答なし。

### 4 その他

※意見・質疑応答（⇒の部分は、回答及び説明）

○プールについて、家族更衣室は予約が必要か、コースの団体利用の料金はどうなっているのか、プールにはスロープがあるのか。

⇒家族更衣室は予約不要。コース利用は時間単位の料金設定で時間当たり700円。プールにはスロープがあり、プール用車いすも設置してあるため、これを利用してスロープで入水が可能である。

○プールについて、監視員にてんかんの知識はあるか、看護師が常駐しているのか、何かあった際に連携している病院はあるのか。

⇒監視員は、日本赤十字（水上安全法救助員）等の資格を持った者。てんかんに関する知識も有している。また、年間の研修の中にもそうした項目も設けていき、資質の向上に努めてまいりたい。看護師は1名常駐。連携する医療機関はないため、今後の検討課題とさせていただきたい。

○放課後等デイサービスの事業所の質的な向上に関する取組状況（研修等）についてお聞きしたい。また、事業内容の情報提供等の義務付けについて、どんな形になるのか教えていただきたい。

- ⇒評価結果及び改善内容の公表は、国の基準省令でインターネットその他の方法によると示されている。事業内容の情報提供については、具体的に示されていないが、同様にインターネットでの公表で可能かと思う。
- ⇒現在、放課後等デイサービス、就労A型だけの事業所を集めた集団指導を行っている。また、苦情やクレームがあった際は、直ぐに情報をキャッチし該当事業所へ指導に入る体制を取っている。
- ⇒放課後等デイサービスのサービス管理責任者が圏域毎に集まり、質の向上に努めていただくような取組みを来年度行いたいと考えている。

○県のホームページに掲載していただけるのか。

- ⇒県ホームページの掲載或いは事業所のホームページに掲載する。

○若手の精神科なり小児科なりの医師の養成についてお聞きしたい。

- ⇒岐阜大学では、人材育成として、障がいに対しては、学生の頃から知っていただこうと、この3年間、学生を重症心身障害者施設や発達障がいの施設に連れて行く取組みを行ってきた。それは4年生、5年生で、6年生は希望(選択実習)で、外の病院で障がい児の医療を学んでもらい、これまで学生に対し障がい児医療教育を行ってきた。そうした中で、重心はなかなか難しいが、発達障がいに興味のある学生は結構多くいる。
- ⇒小児科の専門医の研修制度が変わってくる中で、今度は医者をつういたところで重心や発達障がいについて勉強してもらうようなことを研修制度の中で県と相談しながら考えている。
- ⇒若い時から障がい者に接してもらい、親の声などを聞いていただき、技術につなげていくことが必要ではないかと思う。障がいの方を支えて行く医療は、今後ますます重要性が増すのではないかと思う。

○A型事業所の運用の見直しについて、厳格に運用して行くことは非常に良いことだと思うが、A型が運営できなくなって、B型になると、工賃が安くなってしまう。施行は4月であり、暫定措置もないので、利用者の行き場が無くならないようにしていただきたい。

- ⇒見直しは、4月1日から施行されるが、要件を満たせなくても直ちに指定の取り消しなどにはならず、段階的に指導していくこととしている。